



平成30年度 幼稚園入園募集のご案内

【お問い合わせ先】三好市教育委員会学校教育課（電話 72-3555）

幼稚園一覧表

園名	所在地	電話番号	該当年齢
辻幼稚園	井川町辻	78-2086	満4・5歳児
西井川幼稚園	井川町西井川	78-2092	満4・5歳児
箆蔵幼稚園	池田町州津	72-4831	満4・5歳児
池田幼稚園	池田町ウエノ	72-1015	満4・5歳児
白地幼稚園	池田町白地	74-0336	満4・5歳児
三縄幼稚園	池田町中西	74-0078	満4・5歳児
山城幼稚園	山城町大川持	86-1151	満4・5歳児
吾橋幼稚園	西祖谷山村下吾橋	84-2533	満3・4・5歳児

幼稚園は幼児を保育し、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした学校教育法で定められた「学校」です。小学校以降の生活や学習の基盤の育成となる「生きる力の基礎」を作るために、「遊び」を大切に幼稚園教育の中で、「遊び」を通して人とかかわる力、言語の習得、考えたり工夫したりする楽しさなどを身につけていきます。

平成27年4月から「子ども子育て支援新制度」の実施により、幼稚園を希望される方は全て1号認定になります。幼稚園利用料（保育料）は別表参照。

●入園該当児

【3歳児】（吾橋幼稚園のみ実施）

平成26年4月2日から

平成27年4月1日に生まれた児童

【4歳児】

平成25年4月2日から

平成26年4月1日に生まれた児童

【5歳児】

平成24年4月2日から平成25年4月1日に生まれた児童

●募集期間

11月20日（月）～12月15日（金）

●募集方法

入園案内は各自で受け取っていただくようになりました。申込書（支給認定申請書）などの書類は、希望幼稚園、教育委員会学校教育課、各支所にあります。

●提出場所

新入園児【三好市教育委員会 学校教育課】

進級児【在園している幼稚園または三好市教育委員会 学校教育課】

●その他

①市内の希望する幼稚園に入園できますが、保護者の送迎が必要です。

②お子さまに慢性的な病気や障がいがある、また発達について心配のある方は、学校教育課または各幼稚園へご相談ください。

●保育料軽減措置

次に該当する家庭は、保育料の保護者負担軽減措置が行われます。

・同一世帯に兄弟姉妹2人以上いる場合、2番目の児童や3番目以降の児童。ただし、第1子が18歳以上の場合は、年収が360万円未満の世帯を対象とする。

・ひとり親（母子・父子）の方

・みなし寡婦（夫）の方

・障がい児（者）のいる世帯

1号認定 幼稚園保育料（年額）

（単位：円）

階層	区分	保育料	預かり保育料	
			午後保育料	長期休業保育料
第1階層	生活保護世帯	0	0	0
第2階層	市民税非課税世帯	15,000	30,000	9,000
第3階層	市民税均等割りのみ課税世帯	30,000	60,000	18,000
第4階層	市民税所得割課税世帯	50,000	100,000	30,000

●通常の幼稚園教育

月曜日から金曜日

保育時間は8時から

13時30分までです。

●午後保育の実施

吾橋幼稚園を除く7園では、幼稚園教育終了後の13時30分から18時まで午後保育をします。

※午後保育料は通常保育料とは別になります。

●長期休業（夏期・冬期・春期）保育の実施

午後保育実施園7園の希望する園児を対象に、夏休み・冬休み・春休みの長期休業保育を実施します。

保育日は月曜日から金曜日まで、保育時間は8時から18時までです。土日・祝祭日・年末年始・年度初め・年度末・お盆期間中の保育はありません。

なお、実施場所については検討中です。

※長期休業保育料は通常保育料とは別になります。



平成30年度 保育所・認定こども園入所（園）のご案内

【お問い合わせ先】三好市役所子育て支援課（電話 72-7648）



保育所（園）一覧表

保育所（園）名	所在地	電話番号	定員
三野認定こども園	公立 三野町芝生	77-2041	100名（長時部） 10名（短時部）
王地保育所	公立 三野町加茂野宮	77-2077	70名
西井川保育所	公立 井川町西井川	76-3180	90名
池田第一保育所	公立 池田町マチ	72-0147	90名
池田第二保育所	公立 池田町中西	74-0103	45名
政友保育所	公立 山城町政友	86-2115	35名
上名保育所	公立 山城町上名	84-1352	20名
西祖谷認定こども園	公立 西祖谷山村一宇	87-2239	20名（長時部） 5名（短時部）
東祖谷認定こども園	公立 東祖谷下瀬	88-2535	20名（長時部） 5名（短時部）
かめの子保育園	私立 池田町シマ	72-2215	70名
大泉保育園	私立 池田町ヤマダ	72-5713	70名

※保育対象年齢は、いずれもおおむね生後5か月からになります。

保育所保育料等一覧（月額）

（単位：円）

階層	区分	保育料			
		3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層	市民税非課税世帯※	7,000	7,000	5,000	5,000
第3階層	市民税均等割りのみ課税世帯※	14,000	13,800	14,000	13,800
	市民税所得割課税額48,600円未満※	18,000	17,700	15,000	14,800
第4階層	市民税所得割課税額72,000円未満	23,000	22,700	23,000	22,700
	市民税所得割課税額97,000円未満	25,000	24,600		
第5階層	市民税所得割課税額169,000円未満	38,000	37,400		
第6階層	市民税所得割課税額301,000円未満	52,000	51,200		
第7階層	市民税所得割課税額397,000円未満	57,000	56,100		
第8階層	市民税所得割課税額397,000円以上	60,000	59,000	25,000	24,600

※第2階層、第3階層でひとり親家庭および在宅障がい児（者）のいる世帯については、第2階層は無料。第3階層は表の金額から1,000円引いた金額になります。※その他軽減については子育て支援課までお問い合わせください。

保育所（園）とは、0歳（おおむね5か月）から小学校に入学するまでの乳幼児をもつ保護者が働いていたり、病気だったり、家族の介護にあたっているなど、いろいろな事情のためにお子さんを家庭で保育することが困難な時に、保護者に代わって、お子さんの健全な心身の発達を図ることを目的に保育（養護と教育）を行う施設で、単に「友達がいらないから」や「社会生活を身につけさせる」などの理由では入所できません。

認定こども園（長時部）も同様の趣旨のものであります。

●入所要件

次の要件すべてに該当する児童

①三好市に住民登録され、世帯を有する家庭の児童

②保育の必要性の認定要件に該当する児童

※認定要件については、入所（園）案内をご覧ください。

●募集期間

11月20日（月）～12月15日（金）

●申込用紙

①申込書（支給認定申請書）などの書類は、三好市認可保育所（園）・認定こども園、三好市役所子育て支援課、各支所にあります。

●提出場所

新規入所（園）児の方は…

三好市役所子育て支援課、各支所

継続児の方は…

三好市認可保育所（園）・認定こども園、三好市役所子育て支援課、各支所

●その他

①定員などの都合上、ご希望の保育所（園）・認定こども園に入所（園）できない場合があります。

②お申し込みに必要な書類がすべてそろってからの受け付けになるため、募集期間内に提出がなされない場合は、入所（園）できない場合があります。

③年度途中の入所（園）については、定員などに余裕がある場合のみ入所（園）できます。

④保育料が未納の方は個別相談を実施します。

⑤クラス編成により、混合保育の場合もあります。

次期改選から新体制へ移行 農業委員会制度が大きく変わります

農業委員会法が改正されました

平成28年4月1日より「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づくものから、市長が議会の同意を得て任命する方法に代わりました。

この法改正に伴い、三好市では現在の農業委員の任期満了（平成30年7月31日）後、新体制へと移行します。

新体制では、「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」が設置されます。



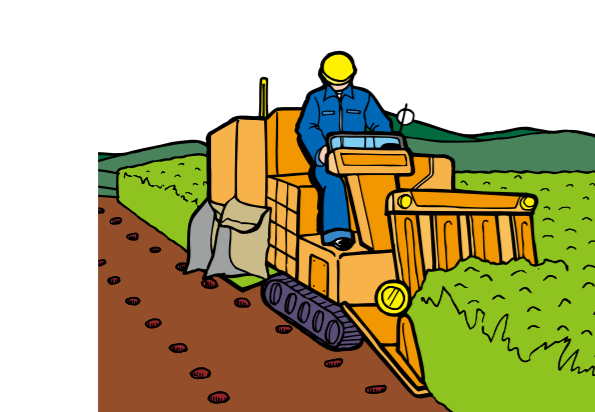
【お問い合わせ先】三好市農業委員会事務局（電話 72-7621）

2 農地利用最適化推進委員が新設されます
農地などの利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、地域の農業者や農業団体などから、農地利用最適化推進委員候補者の推薦を求めるとともに、希望者の募集を行い、農業委員会が推進委員を委嘱します。農地利用最適化推進委員は、農業委員と密接に連携し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入などのために、人・農地プランなど地域の農業者な

1 農業委員会の役割を「農地等の利用の最適化の推進」として強化
従来の農地法などによる法令業務だけでなく、担い手への農地利用の集積・集約化・遊休農地の発生防止・解消・新規参入の促進など「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務となりました。

農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦・公募について
農業委員または農地利用最適化推進委員に推薦・応募する場合には、所定の様式により行

3 農業委員は市長の任命制となりました
農業委員会法の改正により、農業委員はこれまでの公選制から、市議会の同意を得て市長が任命することとなりました。農業委員については、任命制になったことにより、あらかじめ地域の農業者や農業団体などから候補者の推薦を求めるとともに、一般からも公募を行いません。また、新たな組織体制では、農業委員の過半数は原則として認定農業者とすること、利害関係を有しない中立的な立場の方が含まれるようにすること、青年・女性を積極的に登用することとされています。



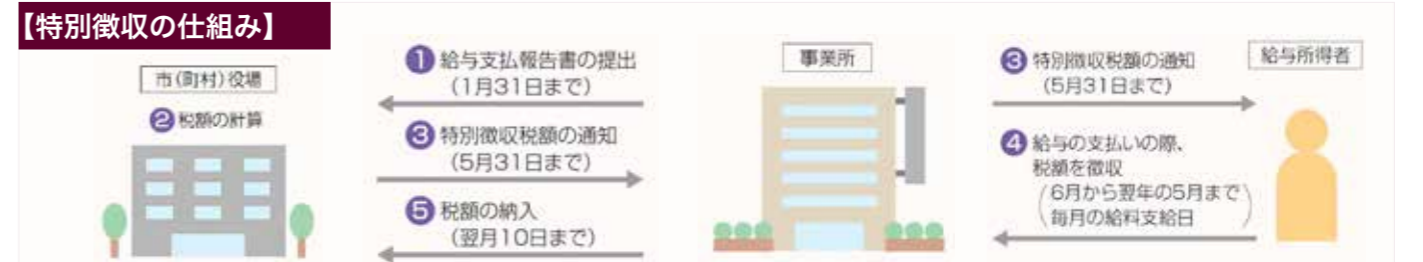
農業委員および農地利用最適化推進委員の任期
委員の任期は、農業委員会法の規定により3年となります。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となります。なっていたいただきます。推薦・応募は平成30年2月を予定しています。詳細につきましては、市報平成30年1月号および市のホームページなどでお知らせします。

事業主の皆さん 従業員の個人住民税は特別徴収で納めましょう

平成31年度からすべての事業主の皆さまに従業員の個人住民税を特別徴収していただきます

徳島県と県内全市町村は、個人住民税の特別徴収の徹底のため、「徳島県統一基準」に該当する場合を除き、事業主の皆さまに従業員の個人住民税の特別徴収を実施していただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】三好市役所税務課（電話 72-7615）



Q パートやアルバイトであっても特別徴収をしなければなりませんか？
従業員（役員を含む）が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、4月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則として個人住民税を特別徴収の方法によって徴収することになります。

Q 従業員から「普通徴収にしてほしい」と言われていいのでしょうか？
所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならぬことになっていきます。従業員個々の希望により普通徴収を選択することができる制度ではありません。

Q 特別徴収のメリットはなんですか？
毎月の給与から天引きされるため、従業員の方が納期ごとに金融機関などへ行く手間が省ける上、納め忘れがなくなります。また、普通徴収では年4回（市町村により異なります）の支払いですが、特別徴収は12か月に分割して毎月の給与から天引きされますので、1回あたりの負担が少なくて済みます。

Q 当面、普通徴収を認める場合はありますか？
原則、すべての従業員の方が特別徴収の対象となりますが、次の徳島県統一基準（注1）の「普Aから普E」のいずれかに該当する場合は、当面、給与支払報告書の提出時に「普通徴収該当理由書（注2）」を併せて市へ提出することにより、例外的に普通徴収（従業員が市から送付される納付書で納付する方法）が認められます。

【普A】 受給者総人員数が2人以下（他市町村分も含め、次の普Bから普Eに該当する者を除いた全受給者数が2人以下）

【普B】 他の事業所で特別徴収をされている方（例：乙欄該当者）

【普C】 給与が少額で特別徴収税額の引き去りができない方（前年の年間給与と支給額が93万円以下）

【普D】 給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月でない）

【普E】 退職または退職予定（5月末日まで）の方

普通徴収とする従業員がいる場合は、平成31年度（平成30年分）の給与支払報告書の提出時から「普通徴収該当理由書」の提出が必要となります。普通徴収該当理由書の様式は県または市ホームページからダウンロードできます。

（注1）「徳島県統一基準」は、特別徴収が実施できていない事業主に対して段階的に特別徴収への完全移行をお願いするために設けた基準であるため、従来から特別徴収を完全実施している事業主に對して適用するものではありません。

（注2）普通徴収該当理由書の様式は、平成30年度（平成29年分）の給与支払報告書の提出時にご利用いただけます。

全ての従業員に適用 法律で 定められています 個人住民税の特別徴収とは？

事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市町村民税と県民税）を徴収（給与天引き）し、納入していただく制度です。

地方税法第321条の4および各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、所得税と同様、個人住民税の特別徴収義務があります。原則、すべての従業員の方が対象となりますので、これまで一部の従業員の方のみ特別徴収をしていた事業所についても、すべての従業員の方が対象となります。